

## 審査基準整理票

処分名	障害児福祉手当の受給資格の再認定		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）		（条項）第26条において準用する第5条第2項
基準法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）		（条項）第2条第2項第17条 （条項）第1条第1項別表第1
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	— 日
<p><b>【審査基準】</b> ・文書の名称  <span style="margin-left: 20px;">【障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年社更第162号厚生省社会局長通知）</span>                  ・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span>                  ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>[障害児福祉手当の受給資格の認定に係る審査基準]</p> <p>障害児福祉手当の受給資格の認定に係る審査基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当する重度の障害があり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項に該当する障害児であって、同法第17条の支給要件に該当することを基準とする。</p> <p>なお、法律施行令別表第1に該当する状態とは、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年社更第162号厚生省社会局長通知）」（担当課に据え置く）の第2に該当する場合である。</p>			

## 参考

### 【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律  
第三章 障害児福祉手当

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

(認定)

第五条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

### 【基準法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(用語の定義)

第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態)

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一

別表第一(第一条関係)

(昭六〇政三二三・追加、令三政三四八・一部改正)

一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下のもの

二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも

三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四 両上肢の全ての指を欠くもの

五 両下肢の用を全く廃したもの

六 両大腿を二分の一以上失つたもの

七 体幹の機能に座つていてすることができない程度の障害を有するもの

八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも

九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。